

食料品製造業における釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗浄作業に使用される主な化学物質

チェック	成分名（別名）	CAS登録番号	有機則	特化則	RA対象物※1	濃度基準値	がん原性物質	皮膚等障害	毒劇法	GHSピクトグラム	備考
<input type="checkbox"/>	水酸化ナトリウム	1310-73-2			●			●	●		アルカリ性洗浄剤
<input type="checkbox"/>	水酸化カリウム	1310-58-3			●			●	●		アルカリ性洗浄剤
<input type="checkbox"/>	炭酸ナトリウム	497-19-8			●			●eye			アルカリ性洗浄剤
<input type="checkbox"/>	炭酸カリウム	584-08-7			●			●eye ※2			アルカリ性洗浄剤

※1 RA対象物：リスクアセスメント対象物

※2 耐透過性能情報が不足しているため、保護具選定にあたっては、保護具メーカー等に確認すること。

また、水と反応することで水酸化カリウムが生成し、眼以外の防護についても対応が必要になるため注意すること

食料品製造業における釜や容器等への 苛性ソーダ等の投入による洗浄作業 化学物質管理マニュアル

本マニュアルの位置づけ

- 本マニュアルは、主に**食料品製造業において使用される食品製造設備や、食品加工設備等の釜や容器等に、苛性ソーダ等の強アルカリ性洗浄剤を投入し、つけおくことで洗浄する作業**において、適切なリスク低減措置を示すことを目的に、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針※1に対応したものです。
- マニュアルにより、以下を実施できます。
 - ✓ 作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなくその作業におけるリスクアセスメントを実施できる
 - ✓ 定められた措置を適切に実施することで、その作業において、リスク低減措置を実施することができる
- マニュアルに記載のリスク低減措置は、典型的な作業条件を想定の上、策定されています。マニュアルに記載以外の対応（より実態に即した対応や、より合理的な対応）を行う場合は、厚生労働省の危険性又は有害性等の調査等に関する指針に則り、個別にリスクアセスメントを行い、リスクに応じて個別に対策を決定・実行してください。

適用範囲と使用上の注意

- 本マニュアルでは、以下の作業工程を想定しております。実施する作業内容と一致する場合にのみ、本マニュアルを適用可能です。
 - Ⓐ**投入**：食品製造設備や、食品加工設備等の釜やタンク等に、苛性ソーダ等の強アルカリ性洗浄剤を投入する工程
 - Ⓑ**自動洗浄**：投入された洗浄剤を漬け置く、もしくは、釜内の羽を回転させる等、人が介在することなく、洗浄が行われる工程
 - Ⓒ**手洗い**：洗浄剤を排水後、スポンジ等を用いて手洗いを行う工程
- 使用者は、マニュアルの想定と実態が乖離していないか、継続的に確認し、使用しなければなりません。
- 化学品にマニュアルの裏表紙に記載されていない成分が含まれている場合、マニュアルで示す対策では不十分である可能性があります。特にSDS 15項において、裏表紙に記載の成分以外の皮膚等障害化学物質が示されている場合、皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル※2に基づき、保護手袋の耐透過性が当該成分に対して十分か、確認する必要があります。
- マニュアルで不明な点等は、付属の解説テキストを参照してください。なお化学物質管理者は、解説テキストの内容をよく理解の上、本マニュアルを使用してください。

※1平成27年9月18日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号（令和5年4月27日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号により改正）
（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001091557.pdf>）

※2皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（第2版 令和7年3月）（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001443253.pdf>）

本マニュアルは令和6年3月1日現在のものであり、使用時の法令の適用関係については適宜確認すること。

食料品製造業における釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗浄作業 化学物質管理マニュアル

化学物質管理者	保護具着用管理責任者	作業員 (又は職長等)
---------	------------	-------------

作業情報				
作業内容	化学品名・メーカー名	成分名	※裏表紙のチェック欄に✓	
作業期間 (任意)	備考 (任意)			

化学物質取扱時の留意点				
危険性 (火災爆発に関連)	-	リスク低減対策		
有害性 (健康有害性に関連)	 <ul style="list-style-type: none"> ○吸入すると有害 ○接触により皮膚及び眼への損傷を起こすおそれ ○長期にわたる吸入や皮膚からのばく露により、呼吸器、臓器、中枢神経系への障害のおそれがある。 	保護具の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○皮膚等障害化学物質を含む場合、保護手袋、保護衣、保護靴は不浸透性のものを選択する。 ○手袋着用前には、傷・穴あき確認を実施する。 ○手袋を脱ぐ際には、手袋に付着する化学物質が身体に付着しないよう、化学物質の付着面が内側になるように脱ぐ。 ○大量のアルカリ性洗浄剤 (苛性ソーダ等) を取り扱うため、特に投入時においては防護手袋と保護衣、保護衣と防護靴の隙間については不浸透性のテープで塞ぐ等の対策を取る。 	
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、石鹼水及び水で洗い流す。炎症等が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。 ○眼に入った場合直ちに清浄な流水で少なくとも15分間洗眼した後、医師の処置を受ける。 	実施すべき事項/留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○炭酸カリウム等、水と反応することで強アルカリを呈するものがあるため、注意すること。 ○タンク等へ投入する際、高所で作業をする場合は、落下して洗浄剤を被らないように安定した足場で作業をする。 ○作業中は換気扇を動作させる。 ○作業の終了後は、すぐに手を洗う。 	

リスク低減措置					
作業内容	吸入対策	保護手袋	保護眼鏡	保護衣・保護靴	備考
① 洗浄剤の投入	-	ニトリルゴム製の保護手袋を使用する。	サイドシールド付き保護眼鏡及びフェイスシールドを着用する。	防水性の防護服 (密閉服、もしくは、前掛け及びアームカバー) を着用し、皮膚を露出させないようにする。 防水性の保護靴を着用する。	投入時に反応を起こし、噴き上がる (突沸) ことを防ぐため、投入前にタンク内の水温が高くないか、相当量の水が入っているかを確認する。
② 自動洗浄	-	-	-	-	-
③ (場合に応じて) 手洗い	-	ニトリルゴム製の保護手袋を使用する。	サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。	防水性の化学防護服 (密閉服、もしくは、前掛け及びアームカバー) を着用し、皮膚を露出させないようにする。	-
従事する作業	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載	選択したものを記載
※①②③を記載	※化学物質管理者又は保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入	※保護具着用管理責任者が記入

記録欄	
異常の記録	※保護具の着用忘れ、こぼした、眼に入ったなどの異常や、応急処置の内容等の記録を記載
その他記録	